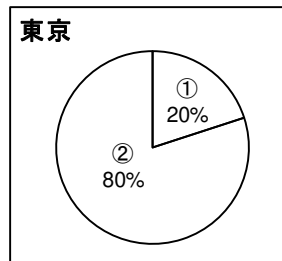


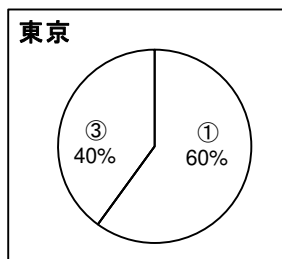
Q1. 確定給付において、規約型と基金型、受益者の利益保護の視点、企業責任の明確化、資産運用の意思決定等の管理運営の利便性など、総合的に勘案したとき、どちらが優れているでしょうか。

|       | 東京 | 合計 |
|-------|----|----|
| ① 規約型 | 2名 | 2  |
| ② 基金型 | 8名 | 8  |
|       | 10 | 10 |



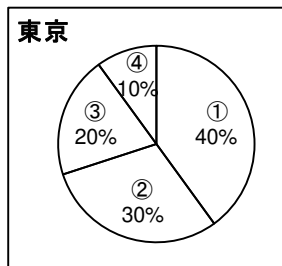
Q2. 企業年金の資産運用の目的として、最も重視すべきは、どれでしょうか。いずれも重要な論点であるにしても、敢えて一つだけを選ぶとしたら、どれでしょうか。

|                               | 東京 | 合計 |
|-------------------------------|----|----|
| ① 受益者の利益のために資産を保全すること         | 6名 | 6  |
| ② 企業会計上の影響を最小化すること            | 0名 | 0  |
| ③ 資産運用の付加価値により、年金退職金費用を削減すること | 4名 | 4  |
| 合計                            | 10 | 10 |



Q3. 企業年金の資産運用において、前提にされている世界経済の展望や諸仮定は、企業経営において前提にされているものと、どのような関係にあるべきでしょうか。

|                            | 東京 | 合計 |
|----------------------------|----|----|
| ① 基本的に同じであるべき              | 4名 | 4  |
| ② 全く無関係に独立に設定されるべき         | 3名 | 3  |
| ③ リスク分散の見地から基本的に反対の方向にあるべき | 2名 | 2  |
| ④ 無回答                      | 1名 | 1  |
| 合計                         | 10 | 10 |



Q4. 2018年6月1日に公表された、改訂コーポレートガバナンス・コードでは、「企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」が原則に新設されました。2年経過しましたが、今後の展開についてどのようにお考えか、以下のうち近いものをお選びください。

|                                                                       | 東京 | 合計 |
|-----------------------------------------------------------------------|----|----|
| ① 一定の準備期間が必要なのは仕方ないが、今後は、各企業が自発的に積極対応し、コーポレートガバナンス改革の深化が急速に進むことが期待される | 2名 | 2  |
| ② 他社の動向を見ているのではない、先行して取組み内容を開示するところが出てくれば、内容次第では、改革が一気に進む可能性もある       | 6名 | 6  |
| ③ 日本の企業体質から判断すると、なかなか改革は進まない                                          | 2名 | 2  |
| 合計                                                                    | 10 | 10 |

